

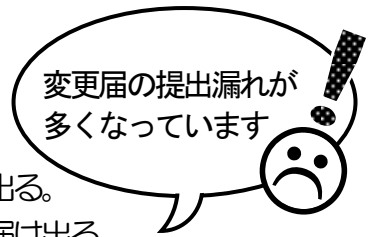
農薬販売者のみなさまへ

日頃から、農薬の適正な流通・販売にご協力いただき、ありがとうございます。
農薬の販売については、農薬取締法に基づき定められた規制があります。
チラシの内容を確認いただき、引き続き、農薬の適正な流通・販売に取り組んで
いただきますよう、よろしくお願いいたします。



販売者の届出の義務

- ❖ 販売者は、その販売所ごとに「氏名及び住所」、「当該販売所」を
県知事へ届け出る義務があります。(農薬取締法第17条)
販売届……………販売を開始する日までに届け出る。
※増設の場合は増設の日から2週間以内に届け出る。
変更届、廃止届……変更を生じた日・廃止した日から2週間以内に届け出る。
- ❖ 茨城県においては各農林事務所が窓口となっているため、管轄する地域の農林事務所に提出し
てください。
- ❖ 届出の様式 <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/nouyaku/contents06.html>
(茨城県農林水産部農業技術課 農薬ページ)
[「様式1」と、必要に応じて「添付資料」やその他資料をご提出下さい。]



無登録農薬等の販売の禁止

- ❖ 販売者は「登録番号のある農薬(「農林水産省第〇〇号」と記載のある農薬)」、「特定農薬(※1)」
以外の農薬を販売してはいけません。(農薬取締法第18条)
- ❖ ただし、登録番号がある農薬であっても、「販売禁止農薬(※2)」に該当する場合は、これを
販売してはいけません。
※1：特定農薬 >>> 重曹、食酢、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を
電気分解して得られるものに限る)、使用場所と同一県内で採取された天敵(R5.8月現在)
※2：販売禁止農薬 >>> 農林水産省ホームページ-農薬コーナーをご確認ください。
(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/)



虚偽の宣伝等の禁止

- ❖ 販売者は、販売する農薬の成分や効果等について虚偽の宣伝をし、登録のない農薬を登録があ
ると誤認させるような宣伝をしてはいけません。(農薬取締法第21条)

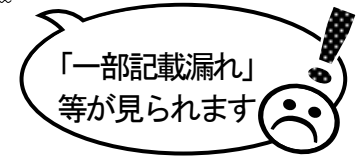
農薬でない資材を「害虫・病気によく効く」、「虫が寄り付かない」、「病害虫に効く
〇〇を原料としている」などの表示をして販売してはいけません。
(疑義資材とみなされ、指導の対象となります。)





帳簿の備え付けと保存の義務

- ❖ 販売者は、帳簿を備え付け、農薬の種類別川に譲受数量および譲渡数量（水質汚濁性農薬は譲受数量および譲渡先別譲渡数量）を記載し、保存しなければなりません。（農薬取締法第20条）
- ❖ 水質汚濁性農薬 >>> シマジン剤



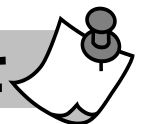
農薬として使用することができない除草剤の販売等

- ❖ 農薬として使用することができない除草剤を販売する者は、除草剤の容器又は包装に、また販売所の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨の表示をしなければなりません。（農薬取締法第22条）
- ❖ これらの除草剤を販売するにあたっては、以下の点に留意ください。
 - ① レジ等の売り場で、「農薬として使用することができない除草剤を農作物等の栽培・管理のために使用することは農薬取締法違反となり罰せられる」ことを購入者に周知すること
 - ② 販売所の見やすい場所に、「農作物の栽培・管理に使用できない」等の表示・陳列すること
 - ③ 農薬と誤解されないよう、農薬登録のある除草剤と明確に分けて商品を陳列すること

1～5の内容が適正に行われているかの確認のため、県職員や国（関東農政局）職員が定期的な巡回調査を行います。調査の際にはご協力をお願いいたします。



その他、県からのお知らせ



- ❖ 農薬による危害や悪用を防止するため、農薬は施設内のされた場所に保管する等、保管管理を徹底しましょう。
- ❖ 農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生を防止するため、農薬を飲食品の空容器等へ移し替えないようにしましょう。また、農薬と飲食品を近くに置かないようにしましょう。
- ❖ 有効期限切れ等の使用不能農薬については長く保管せず、早めにメーカーへ相談したり、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理しましょう。
- ❖ 毒物又は劇物に該当する農薬の販売者については、毒物及び劇物取締法及び関係法令を遵守し、適正な販売・管理を行いましょ。う。（毒物・劇物の表示及び分離保管、帳簿の管理保存、等）
- ❖ インターネットを利用して農薬を販売・転売する場合（フリーマーケットサイトやオークションサイトも含む）も届出が必要です。確実に届出を提出していただきますよう、お願いします。

茨城県 農林水産部 農業技術課 生産環境担当（R5.9月）